

日之影町空き家活用定住促進事業補助金

日之影町では、町内の空き家の流動化を促進し、その活用による本町での定住化と地域活性化を図るため、空き家利用者又は空き家所有者等が行う**空き家に居住するために必要な費用**について、予算の範囲内において一部を補助します。

補助対象事業、補助率及び補助限度額

【必須条件】 補助金の申請を行う年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができること。

事業	種類	補助対象者	補助対象事業	補助率	補助限度額
1	空き家購入	空き家利用者	生活の拠点として使用する空き家の購入費（土地含む） ※登記に係る手数料等は補助対象外	1/2	50万円
2	空き家改修	空き家利用者又は所有者等	居住部分に係る機能回復又は設備改善のために必要な改修等工事で、対象工事費が30万円以上であるもの	1/2	50万円
3	家財道具処分	空き家利用者又は所有者等	空き家とその敷地内に残存する家財道具等の撤去・処分及び清掃並びに庭木の剪定、伐採、除草作業等を業者に委託した際の費用	2/3	15万円

【注意】

- ・この補助金の申請は、『同一申請者（世帯員を含む）』又は『同一物件』につき1回限りです。
- ・事業1、2を併用する場合、補助限度額は50万円とします。
- ・町内業者以外の者が施行する場合は、上記の額に4分の3を乗じて得た額とします。
- ・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

補助対象者

次の各要件をすべて満たすことが必要です。

【共通要件】

- 申請者及び世帯全員が住民税等を滞納していないこと
- 補助金の申請前に原則として事業着手していないこと
- 過去にこの補助金又は下記のいずれかの補助金の交付を受けたことがないこと
 - ・日之影町移住定住奨励金（令和4年度まで施行）
 - ・日之影町住宅新築・リフォーム定住促進事業補助金（令和4年度まで施行）
 - ・日之影町移住者居住支援事業補助金（令和5年度より施行）
 - ・日之影町三世帯同居支援事業補助金（令和5年度より施行）
- 2親等内の親族による取引でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

【個別要件】

◆空き家利用者

- 日之影町の住民基本台帳に記録され、引き続き1年以上居住している人
- 補助金の交付を受けた日から引き続き町内に5年以上定住する人
- 地域の慣習に従い、自治公民館等に参加し、地域住民と協調することができる人

◆空き家所有者等

- 個人が所有する戸建ての空き家を賃貸等により提供する人
- 空き家利用者が5年以上定住することを妨げない人

補助対象工事(改修工事の例)

- 1 屋根、外壁又は軒天の改修（塗装、コーキング等の工事を含む。）
- 2 雨樋の取替え
- 3 床、壁又は天井材の張替え（段差解消のための改修を含む。）
- 4 ドア、ふすま、障子その他の建具の取替え
- 5 カウンター又は棚の設置
- 6 手すりの設置
- 7 間取り等の変更のための壁の改修
- 8 台所、浴室、便所、洗面所の改修（更新を含む）
- 9 ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置
- 10 換気扇又は全熱交換器の設置
- 11 床暖房設備工事
- 12 スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
- 13 その他町長が必要と認める工事

【補助金の返還】

以下のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が生じます。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内（「定住期間5年以内」という。）に対象住宅を譲渡、転売、賃貸又は取り壊したとき。
- (2) 定住期間5年以内に補助対象者が転出又は生活の本拠地を町外に移したとき。



補助金の申請を検討されている方は、**必ず事前にご相談**ください。

お問い合わせ先

日之影町役場地域振興課
人口減少対策係
☎ 0982-87-3801

